

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「厚生労働省令第37号第8条」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 訪問看護ステーション 華

## 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 N.S
代表者氏名	代表社員 柴尾 裕樹
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	長崎県西彼杵郡長与町平木場郷 59-3
法人設立年月日	令和8年1月13日

## 2 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

### (1)事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション 華
介護保険指定 事業所番号	長崎県知事指定 介護保険 指定訪問看護事業所番号 第4261190120
事業所所在地	長崎県西彼杵郡長与町平木場郷 59-3
連絡先 相談担当者名	電話:095-865-8979 相談担当者: 柴尾 裕樹
事業所の通常の 事業の実施地域	長与町、長崎市、時津町 ※その他の地域は要相談

### (2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護ステーション 華 は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

### (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00

### (4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
---------	---------

サービス提供時間	9:00~17:00
----------	------------

※24 時間365日対応体制で電話相談及び緊急時訪問を行っております

(5)事業所の職員体制

管理者	(氏名) 柴尾 裕樹
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</li> <li>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</li> <li>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li> <li>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li> <li>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	常勤 2.5名以上

看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 3名 非常勤 0名
作業療法士等	1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	常 勤 0名 非常勤 0名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います	常 勤 1名 非常勤 0名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示、並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 利用者の状態把握・健康チェック ② 療養上のケア・ターミナルケア・処置 ③ 利用者・家族への指導・情報提供 ④ 服薬管理 ⑤ リハビリテーション(看護師が実施) ⑥ 腹膜透析ケア・管理・指導

※複数名のスタッフによる交代制で訪問に伺います。指名制はありません。

#### (2)看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の、金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの、金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体

を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### (3) 提供するサービスの利用料

- ・利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- ・利用者は、訪問看護ステーションに規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

## 4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者宛にお届け(郵送)します。 ウ 交通費・キャンセル料の取り扱いについては、別途料金規定表記載の通りです。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の末日までにお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から30日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。  
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 主治の医師の指示、並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 柴尾 裕樹
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

## 7 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> </ul>
---------------------------	--

	<p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
(2)個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

## 8 緊急時の対応方法について

### (1) サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名	続柄
	住 所 〒	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	
	勤 務 先	
【主治医】	医療機関名	
	氏 名	
	電 話 番 号	

### (2) 緊急に看護に関する意見やサービス提供が必要になった場合

緊急時の連絡先について

1) 営業時間内 9:00～17:00(※平日のみ)

TEL:095-865-8979

2) 営業時間外 17:00～翌9:00(※土日祝、年末年始含む)

※ 時間外の対応については別途同意書を頂き対応となります。

(基本的に事前に同意書にて申し込みが必要です)

## 9 事故発生時の対応方法について

- ・利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償補償制度に加入します。

## 10 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者

会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 13 サービス提供の記録

- ① 主治医に、「訪問看護(予防)計画書」・「訪問看護(予防)報告書」等を作成し提出します。
- ② サービス提供をした際には、「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記録します。
- ③ 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行います。
- ④ 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ⑤ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ⑥ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

## 14 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 15 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者、及びその家族からの相談、及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 対応するための体制、及び手順は以下のとおりとします。

- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・苦情解決責任者は、訪問職員に事実関係の確認を行う。

・苦情解決責任者は、把握した状況をスタッフとともに検討し、時下の対応を決定する。

(2) 苦情申立の窓口

【長崎市役所 高齢者すこやか支援課】	TEL:095-829-1146
【長崎県国民健康保険団体連合会】	TEL:095-826-1111
【長与町役場 介護保険課】	TEL:095-883-1111
【時津町役場 高齢者支援課】	TEL:095-882-2211

## 16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「(冒頭の規定名)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所名	訪問看護ステーション 華
説明者氏名	管理者/看護師 柴尾 裕樹 印

上記内容説明を事業者から受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

規定料金（別紙）

介護基本料金表

訪問看護（基本料金）					介護予防訪問看護（基本料金）			
訪問時間	単位数	自己負担/回			単位数	自己負担/回		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20分未満	314 単位	321 円	641 円	962 円	303 単位	310 円	619 円	928 円
30分未満	471 単位	481 円	962 円	1,443 円	451 単位	461 円	921 円	1,382 円
30分以上 60分未満	823 単位	841 円	1,681 円	2,521 円	794 単位	811 円	1,622 円	2,432 円
60分以上 90分未満	1128 単位	1,152 円	2,304 円	3,455 円	1,090 単位	1,113 円	2,226 円	3,339 円
理学療法士等の場合 1回 20分	294 単位	301 円	601 円	901 円	284 単位	290 円	580 円	870 円

※訪問看護費用額は介護保険法に基づいた単位数に、地域区分（7級地 10.21 円）の単価を乗じた額

各種加算料金表

項目	内容	単位数	自己負担分		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算 (I) (月1回)	必要に応じての緊急訪問対応契約	600 単位	613 円	1,226 円	1,838 円
緊急時訪問看護加算 (II) (月1回)		574 単位	586 円	1,172 円	1,758 円
特別管理加算 I (月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等	500 単位	511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加算 II (月1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250 単位	256 円	511 円	766 円

複数名訪問看護加算 (30分未満)	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合	254単位	260円	519円	778円
	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	201単位	206円	411円	616円
複数名訪問看護加算 (30分以上)	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合	402単位	411円	821円	1,232円
	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	317単位	324円	648円	971円
長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分以上超えた場合	300単位	307円	613円	919円
サービス提供体制強化 加算	厚生労働大臣が定める基準に適合	6単位	7円	13円	19円
ターミナルケア加算	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2,500単位	2,553円	5,105円	7,658円
初回加算(Ⅰ)	病院、診療所から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350単位	358円	715円	1,072円
初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護計画書を作成し訪問看護を提供した場合	300単位	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合	600単位	613円	1,226円	1,838円
看護・介護職員連携強化 加算(月1回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問看護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250単位	286円	511円	766円
看護体制強化加算 (Ⅰ)	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価、基準に適合している場合	550単位	562円	1,123円	1,685円
看護体制強化加算 (Ⅱ)		200単位	205円	409円	613円
看護体制強化加算 (予防訪問看護)		100単位	102円	205円	307円
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時	単位数の25%			
深夜加算	22時～6時	単位数の50%			
専門管理加算	特定行為(機関カニューレ、胃瘻、膀胱瘻交換)等に係る専門の研修を受けた看護師が訪問看護の実施に係る計画的な管理を行った場合	250単位	256円	511円	766円

## 各種加算料金表2

項目	内容	自己負担額/回		
		1割	2割	3割

24 時間対応体制加算 (月 1 回)	(イ) 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みが行われている		680 円	1,360 円	2,040 円
	(イ) 以外		652 円	1,304 円	1,956 円
緊急訪問看護加算 (月 1 回)	診療所、在宅療養支援病院との連携により緊急訪問した場合	月 14 日目まで	265 円	530 円	795 円
精神科救急訪問看護加算 (月 1 回)		月 15 日目以降	200 円	400 円	600 円
夜間・早朝加算	6 時～8 時・18 時～22 時		210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	22 時～6 時		420 円	840 円	1,260 円
特別管理加算 (月 1 回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理や留置カテーテルをしようしている場合など		500 円	1,000 円	1,500 円
	在宅酸素・経管栄養・訪問点滴注射管理指導、真皮を超える褥瘡の状態等		250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算	90 分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者・特別な管理を必要とする者は週 1 回、15 歳未満の超重症児・準超重症児、15 歳未満の医療的ケア時は週 3 回		520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算 ※看護師と同時(看護師、保健師、理学・作業療法士)週 3 日を限度	週 1 回 1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで	450 円	900 円	1,350 円
		同一敷地内 3 人以上	400 円	800 円	1,200 円
	週 2～3 回 1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで	300 円	600 円	900 円
		同一敷地内 3 人以上	270 円	540 円	810 円
	1 日に 2 回	同一敷地内 2 人まで	600 円	1,200 円	1,800 円

		同一敷地内 3 人以上	540 円	1,080 円	1,620 円
	1 日に 3 回以上	同一敷地内 2 人まで	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		同一敷地内 3 人以上	900 円	1,800 円	2,700 円
複数名精神科訪問看護加算	1 日に 1 回	同一敷地内 2 人まで	450 円	900 円	1,350 円
		同一敷地内 3 人以上	400 円	800 円	1,200 円
	1 日に 2 回	同一敷地内 2 人まで	900 円	1,800 円	2,700 円
		同一敷地内 3 人以上	810 円	1,620 円	2,430 円
	1 日に 3 回以上	同一敷地内 2 人まで	1,450 円	2,900 円	4,350 円
		同一敷地内 3 人以上	1,300 円	2,600 円	3,900 円
難病複数回訪問加算	1 日につき	同一敷地内 2 人まで	450 円	900 円	1,350 円
		同一敷地内 3 人以上	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回以上訪問の場合	同一敷地内 2 人まで	800 円	1,600 円	2,400 円
		同一敷地内 3 人以上	720 円	1,440 円	2,160 円

### 各種加算料金表 3

乳幼児加算 (6 歳未満)	(1 日につき)			
	(イ) 6 歳未満乳幼児	130 円	260 円	390 円
	(ロ) 6 歳未満まつ超重症児、準重症児	180 円	360 円	540 円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	※特別管理加算対象の方の場合追加加算	200 円	400 円	600 円

退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合	600円	1,200円	1,800円	
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※月2回まで	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250円	500円	750円	
専門管理加算 (月1回)	褥瘡ケア、褥瘡または人工肛門ケア時に係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250円	500円	750円	
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費Ⅰ	自宅	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費Ⅱ	施設	1,000円	2,000円	3,000円
情報提供療養費 1	区市町村等	150円	300円	450円	
情報提供療養費 2	学校・保育所など入学入園、転学転園時	150円	300円	450円	
情報提供療養費 3	入院・入所の際	150円	300円	450円	
DX 情報活用加算	医療 DX 情報活用した訪問看護の提供	5円	10円	15円	
訪問看護ベースアップ評価料 (月1回)	訪問看護ステーションの処遇改善	78円	156円	234円	

## 基本料金

項目	内容	自己負担分/回		
		1割	2割	3割
	週3日まで	555円	1,110円	1,665円

訪問看護基本療養費（Ⅰ） 保健師、助産師、看護師による 場合	週4日目以降		655円	1,310円	1,965円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケア及び人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問した場合		1,285円	2,570円	3,855円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合			週3日まで	555円	1,110円 1,665円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	同一建物居住者で 同一日複数者	週3日まで	同一日2人	555円	1,110円 1,665円
			同一日3人	278円	556円 834円
		週4日目以降	同一日2人	655円	1,310円 1,965円
			同一日3人	328円	656円 984円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		週3日まで	同一日2人	555円	1,110円 1,665円
			同一日3人	278円	556円 834円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊中の訪問看護、算定要件あり			850円	1,700円 2,550円
管理療養費	月の初日			767円	1,534円 2,301円
	機能強化型Ⅰ			1,323円	2,646円 3,969円
	機能強化型Ⅱ			1,003円	2,006円 3,009円
	機能強化型Ⅲ			870円	1,740円 2,610円
	月の2日目以降		管理療養費1 管理療養費2	300円 250円	600円 500円
精神科基本療養費（Ⅰ）	週3日まで		30分未満	425円	850円 1,275円
			30分以上	555円	1,110円 1,665円
	週4日目以降		30分未満	510円	1,020円 1,530円

			30分以上	655円	1,310円	1,965円
精神科基本療養費(Ⅲ)	同一建物居住者で 同一日複数者 (30分未満の場合は別)	週3日まで(30分以上)	同一日2人	555円	1,110円	1,665円
			同一日3人	278円	556円	834円
		週4日目以降(30分以上)	同一日2人	655円	1,310円	1,965円
			同一日3人	328円	656円	984円
精神科基本療養費(Ⅳ)	外泊中の訪問看護・算定要件あり			850円	1,700円	2,550円

## その他料金(自費)

### 【その他の料金について(自費)】

(1) 訪問看護キャンセル料金(消費税込み)	当日、連絡なく職員が訪問に出向いた場合	8,500円
(2) 交通費	1回訪問につき	500円
(3) エンゼルケア(死後の処置)料金(消費税込み)		10,000円
(4) 医療保険の方の求めに応じて、営業日以外・営業時間外臨時で訪問した場合かつ、緊急訪問看護加算・夜間早朝訪問加算・深夜訪問加算を算定できない場合(消費税込み)		
(ア) 訪問時間が2時間を超えた場合の加算(30分につき)		2,200円
(イ) 営業時間外 17:00~9:00の加算(30分につき)		2,750円
(ウ) 営業日以外(土日・祝日・年末年始)の加算(30分につき)		
・9:00~17:00		3,500円
・17:00~22:00		4,000円
・22:00~9:00		5,000円
(5) 医療保険・介護保険が利用できない時の訪問看護	1時間単位(消費税込み)	8,500円